

JK ビジネス・AV 出演強要・着エロ問題について(2017. 4. 4 加藤大臣説明資料)

○重要な視点

- ・女性・子どもに対する商業的・性的搾取であり、児童虐待でもある。
- ・18 歳未満の児童に対するものについては、子どもの保護の観点から業者に対する厳しい規制とともに、児童の保護・支援が必要
- ・子どもに対する性的搾取を容認しているとして国際的に厳しい批判あり

○JK ビジネスについて

・愛知県・東京都で条例による規制がなされているが、条例による規制では地域的に限定され、行為も限定され、かつ、罰則も弱く、効果が少ない

↓

児童に対する性的搾取として、児童福祉法 34 条で禁止することが必要(3 年以下の罰則)。(児童福祉法 34 条はまさにこれらの行為を禁止するための条項)

○AV 出演強要問題

対等な契約当事者の関係ではなく、圧倒的に力の強い業者による犯罪的行為が横行する性的搾取でありながら、法律がないため警察が対応できない(そもそも消費者庁や自治体で対応できる問題ではない)。

- a 強引かつ不当な勧誘
- b 契約前に演ずる内容を正確に告知しない、意図的に隠す
- c 業者に一方的に有利な契約書の作成(解除事由の制限、高額な違約金等)
- d 女性の契約解除の意思を受け付けない
- e いつまでも AV が販売、ネット上に流通する

↓

上記の問題につき実効的な罰則により担保された法律による規制が必要

○着エロ問題(AV 出演強要問題にも関連するより深刻な問題)

幼稚園、小学校低学年の子どもの半裸や水着姿の写真集・DVD が「着エロ」「ジュニアアイドル」ものとして公然と販売され、子どもたちに「握手会」「撮影会」と称して多くの男性が群がる事態。多くは業者の誘いを受けた親が子どもを無理やりに、あるいは子どもが親を喜ばせようとして行われている実態。一応拒絶の意思を表明し、助けを求めうる AV 出演者に比し、子どもは諾否の意思表示すらできず、助けを求めることもできず、より深刻な問題

↓

児童に対する性的虐待として児童福祉法 34 条で禁止するとともに(3 年以下の罰則)、児童虐待であることを児童虐待防止法上明確にする必要。